

(目的)

第1条 この給付奨学金は、酪農学園創立80周年を記念して設立され、酪農学園大学（以下「本学」という。）に修学する学生が、経済的理由により授業料等の納付が困難な学生に対して奨学金を給付し、学生生活に関する支援を目的とする。

(対象者)

第2条 給付奨学金の対象者は2年次以上に修学し、次の各号に該当するとともに、学生担当教員が推薦する者とする。ただし、他の授業料減免（災害に係る減免を除く。）又は給付型奨学金との重複適用はしない。

- (1) 修学資金の支弁が極めて困難な者
- (2) 修学の意志が固く、成業の見込みのある者
- (3) 人物が良好で、心身共に健康な者

2 前項（ただし書を除く。）にかかわらず、原則1度でも留年（休学による留年を除く。）している学生は対象外とする。なお、留年に関して特別な事情がある場合は、学生支援委員会において協議し決定する。

(給付額)

第3条 奨学金の給付金額は月額30,000円とし、支給月は年間を4期に分けて、7月（2期分180,000円）、10月（90,000円）、1月（90,000円）とする。

(申請)

第4条 給付奨学金を希望する者は、次の各号の書類を提出しなければならない。

- (1) 給付奨学金申請書
- (2) 家族調書
- (3) 担当教員推薦書
- (4) 前年度分所得証明書
- (5) その他本学が必要とする証明書

2 提出期限は、当該年度で教育センター学生支援課が定めた期日とする。

3 給付年度が終了後、次年度再申請することができる。

(審議決定)

第5条 給付奨学金学生の選考は学生支援委員会が推薦し、教授会及び評議会の議を経て、学長が決定する。

(決定通知)

第6条 審議結果については、学資負担者及び学生に通知する。

(受領手続)

第7条 決定を受けた学生は、学生と保証人連署の誓約書並びに振込口座届を提出しなければならない。

(資格の喪失)

第8条 給付奨学金を受けている学生が、懲戒処分・退学・休学、その他学籍を失った場合は資格を取り消し、翌期からの支給を停止する。

(本事業の期間)

第9条 本事業は、学園創立80周年記念事業基金に基づくもので、基金の運用期間をもって、本事業の期間とする。

(事務処理)

第10条 給付奨学金に関する取扱事務は、教育センター学生支援課で行う。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、常任理事会の議の後、評議会の議を経て、学長が決定する。

(その他)

第12条 この規程に関する必要な事項は、別に定める。

附 則 (2015年4月1日規程2015-5号)

この規程は、2015(平成27)年4月1日から施行する。

附 則 (2018年10月1日改正規程2018-58号)

この規程は、2018(平成30)年10月1日から施行する。

附 則 (2020年4月1日改正規程2020-9号)

この規程は、2020年4月1日から施行する。

附 則 (2023年6月29日改正規程2023-207号)

この規程は、2023年6月29日から施行する。